

にいがた食の安全・安心基本計画の改定(案)について

計画の性格

- にいがた食の安全・安心条例に基づく、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 現行計画期間（平成 25 年度～平成 28 年度）の終了に伴い、次期計画として改定

改定方針

- 現行計画と同様に 4 年間（平成 29 年度～平成 32 年度）を基本とする。
- 関連計画と期間、内容の整合を図りながら、作業を進める。
- 現行計画の基本構成を踏襲する。
- にいがた食の安全・安心審議会での審議や、県民の意見を反映した計画とする。

計画の概要

目標	視 点	施 策
食の安全・安心の推進	視点1 安全で安心な食品の提供 【見える安全】	施策 1 安全で安心な農作物等の提供の推進
		施策 2 安全で安心な畜産物の提供の推進
		施策 3 安全で安心な水産物の提供の推進
		施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進
		施策 5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底
		施策 6 食品の放射能対策の推進
		施策 7 食品等の適正な表示の徹底
		施策 8 危機管理体制の整備
	視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立 【知る安心】	施策 9 県からの情報発信の強化
		施策 10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進
		施策 11 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進
		施策 12 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進
		施策 13 食の安全・安心に係る人材の育成